

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上で申請により一定の障がいがあると認定された方が加入する医療保険制度です。

平成28年度の後期高齢者医療保険料率について

平成28年度は、2年ごとの保険料率の見直しの年であり、変更されます。

保険料額は、平成27年の所得を基に7月に決定し、平成28年7月中旬頃に皆様に通知します。

保険料は「均等割額」（年額40,400円）と「所得割額」の合計で計算します。

※所得割額を決める所得割率＝7.93%、保険料の限度額＝57万

詳細は、町民課国保年金係へお問い合わせください。

●保険料の支払い方法

年金からの引き落とし（特別徴収）と納付書・口座振替による納付（普通徴収）があります。

○問合せ 町民課国保年金係 ☎2113

手続きはお早めに！ ～国保の加入脱退は14日以内に届出を～

会社等に就職した方や退職された方で国民健康保険に加入・脱退する方については、14日以内に手続きをしなければなりません。

届出が遅れると、国保税が一度に課税されたり、社会保険等と二重払いしてしまうこととなりますので、早めに届出をしましょう。

国保だより

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入する場合	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき（扶養から外れたとき）	健康保険をやめた証明書・印鑑（資格喪失連絡票など）
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの・印鑑
脱退する場合	他の市町村に転出するとき	国保の保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の保険証・印鑑
	加入者が亡くなったとき	国保の保険証・印鑑
その他	町内で住所が変わったとき 世帯や氏名が変わったとき	国保の保険証・印鑑
	保険証を失くしたとき	身分を証明するもの・印鑑
	就学等のため転出する場合	国保の保険証・在学証明書・印鑑

※ 転出や健康保険に加入した場合、転居等の場合は、全員分の保険証をお持ちください。

○問合せ 町民課国保年金係 ☎2113

国民年金だより

平成28年度の保険料額は、月額16,260円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替で納めることもできます。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予される制度があります。

詳細は、佐原年金事務所もしくは町民課国保年金係へお問い合わせください。

○問合せ 佐原年金事務所 ☎541442

町民課国保年金係 ☎2113